

給特法の見直し及び教職員定数の改善を求める意見書

文部科学省が 2023 年4月に公表した教員勤務実態調査によると、国が定めた上限を超える残業をしていた教員の割合が小学校で 64.5%、中学校で 77.1%となり、中学校教諭の 36.6%が過労死ラインを超えて働いているなど、依然として苛酷な労働環境に置かれている教員の割合が高いことがわかった。

また、休職者の増加や教職希望者の減少などにより、深刻な教員不足に陥っている。

1971 年に制定された給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）では、教員の職務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額 of 4% を「教職調整額」として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められている。

実質的には調整額相当を超える以上の残業をしているにもかかわらず、時間外勤務手当が支給されていないことから、「定額働かせ放題」とも言われている実態がある。

永岡桂子文部科学大臣は2023年5月、中央教育審議会に、教員の処遇改善や働き方改革、学校の体制充実について諮問したが、教職調整額の増額だけの対応にとどまることなく、教員が一人一人の子どもにゆっくり向き合うために、給特法の見直し、適正な時間外勤務手当の支給、教職員の業務削減、教職員定数の抜本的な改善が行われるべきである。

よって、東村山市議会は、国会及び政府に対し、給特法の見直し及び教職員定数の改善を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 5 年 10 月 5 日
東村山市議会議長 小町明夫

衆議院・参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣